

【商品概要説明書】

定期積金

[2026 年 1 月 1 日現在]

1. 商品名	定期積金
2. ご利用 いただける方	個人および法人
3. 期間	定額式 6 カ月以上 5 年以下（1 カ月単位） 目標式 6 カ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年
4. 受入 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	(掛金の払込) 分割受入 定額式：1,000 円以上、 目標式：満期時の目標金額により定めます。 定額式：1,000 円単位、 目標式：1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に給付契約額を一括して払戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の 入手方法	当初契約時の店頭表示利回りを満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 定期積金証書表面に記載する給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 個人の場合 ・ 国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。 一般法人の場合 ・ 国税 15.315%が源泉徴収されます。 ・ 非課税法人は非課税となります。 利回りは店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	_____
9. 中途解約時の 取扱い	払込日から満期日の前日までの期間について、初回払込日からの期間が 12 カ月未満のものは解約日における普通預金利率、初回払込日からの期間が 12 カ月以上のものは約定利回りの 60%相当分（小数点第 3 位以下切捨て、ただしこの利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は当該普通預金利率）により計算します。
10. その他参考 となる事項	満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 この積金の払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または遅延利息をいただきます。 この定期積金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。
11. 当行が契約 している指定 紛争解決機関	当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連 絡 先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772